

雇用調整助成金の不正受給について【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長 石川 聡一郎

1. コンプライアンスを逸脱する不正行為は、許されない

旅行会社による雇用調整助成金の不正受給が明らかになった。従業員が出勤しているにも関わらず、勤務記録を正しく管理せず、不正に受給していたことは、コンプライアンスを逸脱する不正行為であり、許されるものではない。

2. 観光産業の信頼回復にむけて、コンプライアンスの徹底を

観光産業では、ここ数年コンプライアンスに抵触する様々な事案が発覚した。コロナ禍を脱し、本格的な需要回復にあるなかで、コンプライアンスに基づいた営業を展開していくことの重要性は、言うまでもないことである。観光産業は、一連の事案を重く受け止め、再度コンプライアンスの徹底をはかり、社会からの信頼回復にむけ、努めなければならない。

サービス連合は、一連の事案を注視するとともに、加盟組合は、健全な労使関係のもと、緊張感をもって協議をおこない、産業の健全な発展にむけ、経営のチェック機能として、引き続き取り組む。

以 上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>